

# 国家戦略特別区域法（平成 25 年 12 月 13 日法律第 107 号）

## 障害者雇用率の算定特例の拡充関係 抜粋

（障害者の雇用の促進等に関する法律 の特例）

**第二十条の四** 国家戦略特別区域会議が、第八条第二項第二号に規定する特定事業として、国家戦略特別区域障害者雇用創出事業（国家戦略特別区域において、中小企業者（中小企業基本法（昭和三十八年法律第百五十四号）第二条第一項各号に掲げるもの（当該国家戦略特別区域内のみに事業所を有するものに限る。）であって、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第百二十三号。以下この条において「障害者雇用促進法」という。）第四十四条第一項、第四十五条第一項、第四十五条の二第一項又は第四十五条の三第一項の認定に係る子会社（障害者雇用促進法第四十四条第一項に規定する子会社をいう。）、関係会社（障害者雇用促進法第四十五条第一項に規定する関係会社をいう。）、関係子会社（障害者雇用促進法第四十五条の二第一項に規定する関係子会社をいう。）又は組合員たる事業主（障害者雇用促進法第四十五条の三第一項に規定する組合員たる事業主をいう。）であるものを除く。以下この項において同じ。）が、障害者の雇用の機会の創出を図る事業をいう。以下この項及び別表の八の四の項において同じ。）を定めた区域計画について、内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、当該国家戦略特別区域障害者雇用創出事業の実施主体として当該区域計画に定められた有限責任事業組合契約に関する法律（平成十七年法律第四十号）第二条に規定する有限責任事業組合（中小企業者のみとその組合員となっていること、当該国家戦略特別区域内のみに事業所を有していることその他の厚生労働省令で定める要件を満たすものに限る。次項において「特定有限責任事業組合」という。）を、障害者雇用促進法第四十五条の三第二項に規定する事業協同組合等（次項において単に「事業協同組合等」という。）とみなして、障害者雇用促進法の規定を適用する。この場合において、同条第三項中「三 雇用促進事業の実施時期」とあるのは、「三 雇用促進事業の実施時期 四 国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第百七号）第二十条の四第一項に規定する特定有限責任事業組合の解散の事由が生じた場合に講ずることが必要な措置として厚生労働省令で定める措置のうち、当該特定有限責任事業組合が講ずることとするもの」とする。

2 厚生労働大臣は、障害者雇用促進法第四十五条の三第七項に規定する場合のほか、前項の規定により事業協同組合等とみなされた特定有限責任事業組合について同条第一項の規定による認定をした後において、当該認定に係る特定有限責任事業組合が前項の厚生労働省令で定める要件を満たさなくなったと認めるときは、当該認定を取り消すことができる。

## 厚生省関係国家戦略特別区域法施行規則（平成26年3月28日厚生労働省令第33号）

### 障害者雇用率の算定特例の拡充関係 抜粋

（特定有限責任事業組合の要件）

**第二十八条** 法第二十条の四第一項 の厚生労働省令で定める要件は、次のとおりとする。

- 一 中小企業者（法第二十条の四第一項 に規定する「中小企業者」をいう。以下この号において同じ。）又は小規模の事業者（中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第百八十一号）第七条第一項 第一号 イ又はロに掲げる者をいい、中小企業者を除く。）のみがその組合員となっていること。
- 二 法第八条第七項 に規定する認定の申請がなされた区域計画に定められた国家戦略特別区域障害者雇用創出事業が実施される国家戦略特別区域内のみに事業所を有していること。
- 三 その組合員たる事業主が雇用する労働者の数が常時 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第百二十三号）第四十三条第七項 の厚生労働省令で定める数以上であること。
- 四 有限責任事業組合契約に関する法律（平成十七年法律第四十号）第四条第一項 に規定する組合契約書（次号及び第六号において「組合契約書」という。）に、その存続期間の満了の日までに更新しない旨の総組合員による決定がない限り当該存続期間が更新される旨が記載又は記録されていること。
- 五 組合契約書に、組合員は、総組合員の同意によらなければ、その持分を譲り渡すことができない旨が記載又は記録されていること。
- 六 組合契約書に、業務執行の決定が、総組合員の同意又は総組合員の過半数若しくはこれを上回る割合以上の多数決により行われる旨が記載又は記録されていること。
- 七 事業を行うために必要な経営的基礎を欠く等その目的を達成することが著しく困難であると認められないこと。

（特定有限責任事業組合の解散の事由が生じた場合の措置）

**第二十九条** 法第二十条の四第一項 の厚生労働省令で定める措置は、次のとおりとする。

- 一 解散の事由が生じた場合に、特定有限責任事業組合が雇用する障害者である労働者（次号において「特定障害者」という。）を、当該特定有限責任事業組合の組合員たる事業主（次号において「特定事業主」という。）が雇用すること。
- 二 解散の事由が生じた場合に、特定事業主が協力して、障害者を雇用する意思がある事業主（特定事業主を除く。）に対し、特定障害者の雇入れを求めるとその他の特定障害者の新たな雇用の機会を提供すること。